

## 当座預金口座取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p><b>第2条 預入および払戻等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 払戻は、払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行うか、当行と提携している金融機関の自動機を使用してキャッシュカードで払い戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお下記規定に従うものとします。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。</p>	<p><b>第2条 預入および払戻等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 払戻は、払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行うか、当行と提携している金融機関の自動機を使用してキャッシュカードで払い戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお下記規定に従うものとします。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合 <u>(別に当行が指定する条件があれば、それに合致した場合を含みます。)</u>に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。</p>
<p><b>第10条 解約等</b></p> <p>1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達</p>	<p><b>第10条 解約等</b></p> <p>1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達</p>

現行の文言	新しい文言
<p>したもものとして、この預金口座は解約されるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団員等</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>暴力団員等</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>暴力団員等</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>暴力団員等</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>暴力団員等</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>	<p>したもものとして、この預金口座は解約されるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>

株式会社SMBC信託銀行

規改 03(日) 2310